

料金表別表 新旧対象表

2022年4月

新	旧	備考
<p>別表【北海道エリア】 2. 燃料費等調整額の算定</p> <p><u>(3) 電源調達調整</u> 各契約種別における料金につき、以下イに定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり電源調達調整費の還元または追加請求を燃料調整額と合計し行うものといたします。</p> <p><u>イ 電源調達調整単価の算定</u> 電源調達調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p><u>A<B の場合、電源調達調整額（還元）=(A-B)×(1+消費税率)×使用電力量 (kWh)</u></p> <p><u>A>C の場合、電源調達調整額（追加）=(A-C)×(1+消費税率)×使用電力量 (kWh)</u></p> <p><u>A 検針日の前月の1日～末日における日本卸電力取引所が公表するエリアプライスの平均値</u></p> <p><u>B 弊社が定める還元調整基準単価（下表のとおり）</u></p> <p><u>C 弊社が定める追加調整基準単価（下表のとおり）</u></p> <p><u>B 還元調整基準単価 C 追加調整基準単価</u> <u>¥ 5. 0 0（税抜） ¥ 1 5. 0 0（税抜）</u></p>	<p>別表【北海道エリア】 2. 燃料費調整額の算定</p>	<p>(追加)</p> <p>(新設)</p>

<p>(4) 燃料費等調整単価の揭示</p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価と電源調達調整単価の合計を当社が適当と判断した方法により公表いたします。</p>	<p>(3) 燃料費調整単価等の揭示</p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p>
--	--	-------------------------

新	旧	備考
<p>別表【東北エリア】</p> <p>2. 燃料費等調整額の算定</p> <p><u>(3) 電源調達調整</u></p> <p><u>各契約種別における料金につき、以下イに定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり電源調達調整費の還元または追加請求を燃料調整額と合計し行うものといたします。</u></p> <p><u>イ 電源調達調整単価の算定</u></p> <p><u>電源調達調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p><u>A<B の場合、電源調達調整額（還元）=(A-B)×(1+消費税率)×使用電力量（kWh）</u></p> <p><u>A>C の場合、電源調達調整額（追加）=(A-C)×(1+消費税率)×使用電力量（kWh）</u></p> <p><u>A 検針日の前月の1日～末日における日本卸電力取引所が公表するエリアプライスの平均値</u></p>	<p>別表【東北エリア】</p> <p>2. 燃料費調整額の算定</p>	<p>(追加)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>B 弊社が定める還元調整基準単価（下表のとおり）</u> <u>C 弊社が定める追加調整基準単価（下表のとおり）</u> <u>B 還元調整基準単価 C 追加調整基準単価</u> <u>¥ 5. 0 0（税抜） ¥ 1 5. 0 0（税抜）</u></p> <p>(4) <u>燃料費等調整単価</u>の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価と<u>電源調達調整単価の合計を当社が適当と判断した方法により公表いたします。</u></p>	<p>(3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p>
--	--	-------------------------

新	旧	備考
<p>別表【東京エリア】 2. <u>燃料費等調整額</u>の算定</p> <p><u>(3) 電源調達調整</u> <u>各契約種別における料金につき、以下イに定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり電源調達調整費の還元または追加請求を燃料調整額と合計し行うものといたします。</u> <u>イ 電源調達調整単価の算定</u> <u>電源調達調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。</u> <u>A<B の場合、電源調達調整額（還元）=(A－B)×(1+消費税</u></p>	<p>別表【東京エリア】 2. 燃料費調整額の算定</p>	<p>(追加)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>率)×使用電力量 (kWh)</u> <u>A>C の場合、電源調達調整額 (追加) = (A - C) × (1 + 消費税率) × 使用電力量 (kWh)</u> <u>A 検針日の前月の 1 日～末日における日本卸電力取引所が公表するエリアプライスの平均値</u> <u>B 弊社が定める還元調整基準単価 (下表のとおり)</u> <u>C 弊社が定める追加調整基準単価 (下表のとおり)</u> <u>B 還元調整基準単価 C 追加調整基準単価</u> <u>¥ 5. 0 0 (税抜) ¥ 1 5. 0 0 (税抜)</u></p> <p>(4) <u>燃料費等</u>調整単価の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価と<u>電源調達調整単価の合計を当社が適当と判断した方法により公表いたします。</u></p>	<p>(3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p>
---	--	-------------------------

新	旧	備考
<p>別表【中部エリア】 2. <u>燃料費等</u>調整額の算定</p> <p><u>(3) 電源調達調整</u> <u>各契約種別における料金につき、以下イに定義する調達単価に</u></p>	<p>別表【中部エリア】 2. 燃料費調整額の算定</p>	<p>(追加)</p> <p>(新設)</p>

応じて、以下に定めるとおり電源調達調整費の還元または追加請求を燃料調整額と合計し行うものいたします。

イ 電源調達調整単価の算定

電源調達調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

$A < B$ の場合、電源調達調整額（還元） = $(A - B) \times (1 + \text{消費税率}) \times \text{使用電力量 (kWh)}$

$A > C$ の場合、電源調達調整額（追加） = $(A - C) \times (1 + \text{消費税率}) \times \text{使用電力量 (kWh)}$

A 検針日の前月の 1 日～末日における日本卸電力取引所が公表するエリアプライスの平均値

B 弊社が定める還元調整基準単価（下表のとおり）

C 弊社が定める追加調整基準単価（下表のとおり）

<u>B 還元調整基準単価</u>	<u>C 追加調整基準単価</u>
<u>¥ 5. 0 0（税抜）</u>	<u>¥ 1 3. 0 0（税抜）</u>

(4) 燃料費等調整単価の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価と電源調達調整単価の合計を当社が適当と判断した方法により公表いたします。

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

(追加)

(変更)

新	旧	備考
<p>別表【北陸エリア】</p> <p>2. 燃料費等調整額の算定</p> <p><u>(3) 電源調達調整</u></p> <p><u>各契約種別における料金につき、以下イに定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり電源調達調整費の還元または追加請求を燃料調整額と合計し行うものいたします。</u></p> <p><u>イ 電源調達調整単価の算定</u></p> <p><u>電源調達調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p><u>A<B の場合、電源調達調整額（還元）=(A-B)×(1+消費税率)×使用電力量 (kWh)</u></p> <p><u>A>C の場合、電源調達調整額（追加）=(A-C)×(1+消費税率)×使用電力量 (kWh)</u></p> <p><u>A 検針日の前月の1日～末日における日本卸電力取引所が公表するエリアプライスの平均値</u></p> <p><u>B 弊社が定める還元調整基準単価（下表のとおり）</u></p> <p><u>C 弊社が定める追加調整基準単価（下表のとおり）</u></p> <p><u>B 還元調整基準単価 C 追加調整基準単価</u></p> <p><u>¥5.00（税抜） ¥13.00（税抜）</u></p> <p>(4) 燃料費等調整単価の揭示</p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭</p>	<p>別表【北陸エリア】</p> <p>2. 燃料費調整額の算定</p> <p>(3) 燃料費調整単価等の揭示</p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭</p>	<p>(追加)</p> <p>(新設)</p> <p>(追加)</p>

<p>価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価と電源調達調整単価の合計を当社が適当と判断した方法により公表いたします。</p>	<p>価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。</p>	<p>(変更)</p>
--	--	-------------

<p>新</p>	<p>旧</p>	<p>備考</p>
<p>別表【関西エリア】 2. 燃料費等調整額の算定</p> <p><u>(3) 電源調達調整</u> <u>各契約種別における料金につき、以下イに定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり電源調達調整費の還元または追加請求を燃料調整額と合計し行うものといたします。</u></p> <p><u>イ 電源調達調整単価の算定</u> <u>電源調達調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p><u>A < B の場合、電源調達調整額（還元） = (A - B) × (1 + 消費税率) × 使用電力量 (kWh)</u></p> <p><u>A > C の場合、電源調達調整額（追加） = (A - C) × (1 + 消費税率) × 使用電力量 (kWh)</u></p> <p><u>A 検針日の前月の1日～末日における日本卸電力取引所が公表するエリアプライスの平均値</u></p> <p><u>B 弊社が定める還元調整基準単価（下表のとおり）</u></p> <p><u>C 弊社が定める追加調整基準単価（下表のとおり）</u></p> <p><u>B 還元調整基準単価 C 追加調整基準単価</u></p>	<p>別表【関西エリア】 2. 燃料費調整額の算定</p>	<p>(追加)</p> <p>(新設)</p>

<p>¥ 5. 0 0 (税抜) ¥ 1 3. 0 0 (税抜)</p> <p>(4) 燃料費等調整単価の揭示</p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価と電源調達調整単価の合計を当社が適当と判断した方法により公表いたします。</p>	<p>(3) 燃料費調整単価等の揭示</p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p>
--	--	-------------------------

新	旧	備考
<p>別表【中国エリア】</p> <p>2. 燃料費等調整額の算定</p> <p>(3) 電源調達調整</p> <p>各契約種別における料金につき、以下イに定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり電源調達調整費の還元または追加請求を燃料調整額と合計し行うものといたします。</p> <p>イ 電源調達調整単価の算定</p> <p>電源調達調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>$A < B$ の場合、電源調達調整額（還元） = $(A - B) \times (1 + \text{消費税率}) \times \text{使用電力量 (kWh)}$</p> <p>$A > C$ の場合、電源調達調整額（追加） = $(A - C) \times (1 + \text{消費税率}) \times \text{使用電力量 (kWh)}$</p>	<p>別表【中国エリア】</p> <p>2. 燃料費調整額の算定</p>	<p>(追加)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>税率)×使用電力量 (kWh)</u></p> <p><u>A 検針日の前月の1日～末日における日本卸電力取引所が公表するエリアプライスの平均値</u></p> <p><u>B 弊社が定める還元調整基準単価 (下表のとおり)</u></p> <p><u>C 弊社が定める追加調整基準単価 (下表のとおり)</u></p> <p><u>B 還元調整基準単価 C 追加調整基準単価</u></p> <p><u>¥5.00 (税抜) ¥13.00 (税抜)</u></p> <p>(4) <u>燃料費等調整単価の揭示</u></p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価と<u>電源調達調整単価の合計を当社が適当と判断した方法により公表いたします。</u></p>	<p>(3) 燃料費調整単価等の揭示</p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p>
--	--	-------------------------

新	旧	備考
<p>別表【四国エリア】</p> <p>2. <u>燃料費等調整額の算定</u></p> <p><u>(3) 電源調達調整</u></p> <p><u>各契約種別における料金につき、以下イに定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり電源調達調整費の還元または追加請求を燃料調整額と合計し行うものいたします。</u></p>	<p>別表【四国エリア】</p> <p>2. 燃料費調整額の算定</p>	<p>(追加)</p> <p>(新設)</p>

イ 電源調達調整単価の算定

電源調達調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

A<B の場合、電源調達調整額（還元）=(A-B)×(1+消費税率)×使用電力量 (kWh)

A>C の場合、電源調達調整額（追加）=(A-C)×(1+消費税率)×使用電力量 (kWh)

A 検針日の前月の 1 日～末日における日本卸電力取引所が公表するエリアプライスの平均値

B 弊社が定める還元調整基準単価（下表のとおり）

C 弊社が定める追加調整基準単価（下表のとおり）

<u>B 還元調整基準単価</u>	<u>C 追加調整基準単価</u>
<u>¥ 5. 0 0（税抜）</u>	<u>¥ 1 3. 0 0（税抜）</u>

(4) 燃料費等調整単価の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価と電源調達調整単価の合計を当社が適当と判断した方法により公表いたします。

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

(追加)

(変更)

新	旧	備考				
<p>別表【九州エリア】</p> <p>2. 燃料費等調整額の算定</p> <p><u>4. 電源調達調整</u></p> <p><u>各契約種別における料金につき、以下(1)に定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり電源調達調整費の還元または追加請求を燃料調整額および離島ユニバーサル調整額と合計し行うものといたします。</u></p> <p><u>(1) 電源調達調整単価の算定</u></p> <p><u>電源調達調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p><u>A<B の場合、電源調達調整額（還元）=(A-B)×(1+消費税率)×使用電力量（kWh）</u></p> <p><u>A>C の場合、電源調達調整額（追加）=(A-C)×(1+消費税率)×使用電力量（kWh）</u></p> <p><u>A 検針日の前月の1日～末日における日本卸電力取引所が公表するエリアプライスの平均値</u></p> <p><u>B 弊社が定める還元調整基準単価（下表のとおり）</u></p> <p><u>C 弊社が定める追加調整基準単価（下表のとおり）</u></p> <table border="0" data-bbox="226 1157 851 1244"> <tr> <td><u>B 還元調整基準単価</u></td> <td><u>C 追加調整基準単価</u></td> </tr> <tr> <td><u>¥5.00（税抜）</u></td> <td><u>¥13.00（税抜）</u></td> </tr> </table> <p>3. 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(1) 離島ユニバーサル調整額の算定 (略)</p>	<u>B 還元調整基準単価</u>	<u>C 追加調整基準単価</u>	<u>¥5.00（税抜）</u>	<u>¥13.00（税抜）</u>	<p>別表【九州エリア】</p> <p>2. 燃料費調整額の算定</p> <p>3. 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(1) 離島ユニバーサル調整額の算定 (略)</p>	<p>(追加)</p> <p>(新設)</p>
<u>B 還元調整基準単価</u>	<u>C 追加調整基準単価</u>					
<u>¥5.00（税抜）</u>	<u>¥13.00（税抜）</u>					

